

第二邂逅の郷特別養護老人ホーム 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の内容

(1) 提供できるサービスの地域

施設名	第二邂逅の郷特別養護老人ホーム
指定番号	2590200321
所在地	滋賀県彦根市日夏町151番地
管理者の氏名	岡田 豊
電話番号	0749-28-7951 (代表) 0749-28-7970 (直通)
FAX番号	0749-28-0319
サービスを提供する地域	彦根市

(2) 施設の従業者体制 (兼務あり)

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	業務の一元的な管理	1名 (常勤 1名、非常勤 名)
医師	健康管理及び療養上の指導	1名 (常勤 名、非常勤 1名)
生活相談員	生活相談及び指導	1名 (常勤 1名、非常勤 名)
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	1名 (常勤 1名、非常勤 名)
介護職員	介護業務	14名 (常勤10名、非常勤 4名)
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	2名 (常勤 1名、非常勤 1名)
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名 (常勤 1名、非常勤 名)
管理栄養士・栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名 (常勤 1名、非常勤 1名)

(3) 勤務体制 [介護職員]

・早 出	3 人	7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
・日 勤	3 人	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
・遅 出	3 人	1 3 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
・夜 勤	2 人	2 2 : 0 0 ~ 7 : 0 0

(4) 設備の概要

定員 29 名 (10 名定員のユニットを 2、9 名定員のユニットを 1)

○居室

個室 29 室

入居者の居室は、ベッド・収納設備・空調設備・ナースコール等を備品として備えます。

○共同生活室 3 室

入居者が使用できる十分な広さを備えた共同生活室を設け、入居者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○浴室 3 室

浴室には入居者が使用しやすいよう、一般浴槽兼用の特殊浴槽を設けます。

○洗面所及び便所 6 室

各所に洗面所や便所を設けます。

○医務室 1 室

入居者の健康管理のために、医療法に規定する診療所を既設施設の医務室と併用し、入居者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えます。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

- ①食事 栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに入居者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
朝食 7 : 30 ~ 9 : 30
昼食 11 : 30 ~ 13 : 30
夕食 17 : 45 ~ 19 : 45
- ②入浴 最低、週 2 回入浴可能です。適切な方法により入浴又は清拭等の機会を提供します。
- ③排泄 入居者の心身の状態に応じて、適切な方法により支援を行います。
- ④その他自立への支援を行います
 - ・入居者の状況に応じた機能訓練
 - ・理容・美容サービス (料金は自己負担となります)
 - ・相談等の精神的ケア
 - ・レクリエーション活動の提供等

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

介護報酬告示額、その他の具体的金額は、別紙「利用料金表」のとおりです。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①入居者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。

- ②入居者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③施設内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 禁止行為（入居者家族・親族も対象）

- ①職員に対する身体的暴力
（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員に対する精神的暴力
（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③職員に対するセクシャルハラスメント
（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）
- ④職員への理不尽な要求、業務を妨げる著しい迷惑行為

7. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上入居者及び従業者等の訓練を行います。また、規定する訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

8. 感染症対策

施設では、感染症が発生し、又はまん延しないように従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、施設の設備及び備品等についても衛生的な管理を行います。

施設では、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底していきます。

施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止の研修及び訓練を定期的（6月に1回以上）に実施します。

9. 業務継続の取り組み

感染症や非常災害時の発生時において、入居者に対する継続したサービスを実施するため、計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。業務継続計画は従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（6月に1回以上）実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 緊急時の対応

サービス提供時に入居者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合に

は、損害賠償を速やかに行います。

12. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

13. 入居者の尊厳

入居者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

14. 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束は行ないません（家族から要望があった場合であっても、身体拘束を行う必要性（切迫性、非代替性、一時性）がない場合には行いません）。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15. 虐待防止

虐待の発生又はその発生を防止するために、高齢者虐待防止委員会を定期的（3月に1回以上）開催し、その結果について従業員へ周知徹底を図ります。虐待の防止のための指針を整備し、虐待の防止のための研修を定期的（6月に1回以上）実施します。虐待の発生及びその発生を防止するための担当者を置きます。

16. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情受付担当者 氏 名：生活相談員 大久保 綾香

受付時間：8時30分～17時30分

受付方法：口頭もしくは書面

電話番号：0749-28-7951

苦情解決責任者 氏 名：社会福祉法人大樹会 理事長 片山 紀子

受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）8時30分～17時30分

受付方法：口頭もしくは書面

電話番号：0749-30-3387

第三者委員 氏 名：小高 寛三

住 所：[REDACTED]

電話番号：[REDACTED]

氏 名：清水 亮一

住 所：[REDACTED]

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

彦根市高齢福祉推進課

所在地：滋賀県彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンター

彦根市八坂町1900番地4（彦根市立病院敷地内）

電話番号：0749-24-0828 FAX番号：0749-24-5870

受付時間：9時00分～16時45分（土日、祝日を除く）

滋賀県国民健康保険団体連合会

所在地：滋賀県大津市中央4丁目5番9号

電話番号：077-510-6605 FAX番号：077-522-2628

受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

17. 協力医療機関等

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名称 松木診療所

住所 滋賀県彦根市平田町678-10

・名称 公益社団法人 豊郷病院

住所 滋賀県犬上郡豊里町八目12番地

・協力歯科医療機関

・名称 ヒコネ矯正歯科

住所 滋賀県彦根市大東町10番12号 Cross ビル1階

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

18. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により入居者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められた場合には、入居者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

19. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- ・アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組：あり
- ・専門機関による第三者評価の実施：なし

令和 年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護サービスについて、本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<施設>

所在地 滋賀県彦根市日夏町1 5 1 番地

施設名 第二邂逅の郷特別養護老人ホーム (指定番号: 2590200321)

施設長 岡田 豊 ⑩

説明者 岡田 豊 ⑩

令和 年 月 日

私は、本書面により、施設から介護老人福祉施設サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<本 人>

住 所

氏 名 ⑩

<代理人(選任した場合)>

住 所

氏 名 ⑩(続柄)